

第 1 7 回  
太平洋広域漁業調整委員会議事録

平成 2 4 年 1 1 月 2 0 日  
水産庁

## 1. 開催日時

平成24年11月20日(火) 14:30～16:50

## 2. 開催場所

コープビル第3会議室 (東京都千代田区内神田1丁目1-12)

## 3. 出席委員

### 【会長】

学識経験者 松岡 英二

### 【都道府県海区互選委員】

北海道海区	川崎 一好
青森県東部海区	松本 光明
岩手海区	大井 誠治
福島海区	佐藤 康徳
茨城海区	別井 一栄
千葉海区	赤塚 誠一
東京海区	竹内 正一
神奈川海区	宮川 満
静岡海区	宮原 淳一
三重海区	黒田 耕一郎
徳島海区	中野 憲次
高知海区	和田 義光
愛媛海区	佐々木 護
大分海区	平川 一春
宮崎海区	宇戸田 定信

### 【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表	山田 洋二
漁業者代表	清家 一徳
漁業者代表	本間 新吉
漁業者代表	鈴木 廣志

漁業者代表	宮本 英之介
学識経験者	山川 卓
学識経験者	高成田 享

#### 4. 議題

- (1) 広域漁業調整委員会について
- (2) マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組状況について
- (3) 太平洋クロマグロの広域資源管理の取組状況について
- (4) 部会における広域資源管理の取組状況について
- (5) 伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する広域漁業調整委員会指示について
- (6) その他
  - ・資源管理・漁業所得補償対策の実施状況について
  - ・平成25年度資源管理関係予算概算要求について
  - ・水産物の放射性物質調査について

## 5. 議事内容

### 開 会

#### ○事務局（鏑木）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第17回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております水産庁管理課の鏑木と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、海区互選委員のうち、宮城県の阿部委員、愛知県の吉戸委員、和歌山県の海野委員、農林水産大臣選任委員の石田委員、野崎委員が、やむを得ずご欠席されておりますが、委員定数28名のうち、定足数である過半数を超える23名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、松岡会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

#### ○松岡会長

会長を仰せつかっております松岡でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、この太平洋広域漁業調整委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、水産庁からは須藤資源管理部長さん、独立行政法人水産総合研究センターからは中央水産研究所資源管理研究センターの大関センター長さんを初め、担当の皆様方に多数ご出席いただいております。誠にありがとうございます。

本日の委員会でございますけれども、時間が限られております中で議題が盛りだくさんでございます。円滑な議事運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力のほどをよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、議事に入ります前に、代表いたしまして須藤資源管理部長さんからご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○須藤部長

ご紹介を賜りました水産庁資源管理部長の須藤でございます。

本日は、第17回太平洋広域漁業調整委員会の本委員会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、本日、大変ご多忙中のところご出席を賜りまして、ありがとうございます。また、日頃より漁業調整、資源管理など水産業を取り巻く諸課題に大変ご尽力を賜り

まして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

広域漁業調整委員会は、申し上げるまでもなく、都道府県の区域を超えて分布・回遊する資源管理などを目的として設置されてございます。ここの中で資源管理として、これまで資源回復計画ということで委員の皆様方に大変貴重なご意見を賜って、いろいろと進めてきた課題でもございますんですが、平成23年度に導入されました資源管理指針と資源管理計画というスキームに移行いたしました。まして、引き続き都道府県の漁業者の連携・協力ということがスポットライトを浴びる形で、また資源管理の取組を発展させていくというところに今移行しているところでございます。したがって、当委員会の役割は、より一層重要なものというふうに考えてございます。

本日は、北部太平洋のマサバや太平洋クロマグロの広域的な資源管理などにつきましてご審議を賜ります。また併せて、水産物の放射性物質調査の現状につきましてご報告させていただきます。水産庁としましても、震災からの復興という非常に大きい課題の中に今、被災地の皆様とともに進んでまいっているところでございますので、よろしくご審議を賜りたいというふうに思っています。

委員の皆様におかれましては、午前中の北部会、南部会に引き続いてのハードなスケジュールで大変申し訳ございませんけれども、いずれの議題も資源管理の重要課題でございますので、どうか引き続き活発なご意見を賜りますように、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

## ○松岡会長

須藤部長さん、どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、配布資料の確認を事務局のほうからお願いしたいと思います。

## ○事務局（鏑木）

それでは、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

まず、議事次第でございます。続きまして委員会名簿、配席図、それから出席者名簿とございます。資料のほうに移りまして、資料1-1、資料1-2は1枚紙でございます。参考1、参考2ということで、これも1枚紙です。資料2も1枚紙です。資料3-1ということでマサバの絵が入ったもの、資料3-2-1、資料3-2-2、これは横向きでございます。それから資料3-3、資料4-1、クロマグロと書いてあるものです。これも1枚紙です。資料4-2、資料5-1、これも1枚紙です。資料5-2、これも1枚紙になります。資料6、資料7、資料8。

以上でございます。配布している資料で不足等がございましたら、事務局のほうまでお申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、説明の途中でも、資料に落丁等がございましたら、その都度、お手数ですが事務局に

お申し付けいただければと思います。

以上でございます。

## ○松岡会長

それでは、議事に入らせていただきますけれども、最初に、後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。これにつきましては、本委員会の事務規程12条によりまして、私から指名させていただくことになっております。

都道府県海区互選委員からは岩手県の大井誠治委員、農林水産大臣選任委員からは宮本英之介委員のお二方に、本日の委員会に係る議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして新任委員のご紹介をさせていただきたいと思います。

今年は、ご承知のとおり海区漁業調整委員会の委員の改選等がございましたので、本委員会におきまして5名の委員が交代されております。新たに就任されました委員につきまして、北から順にご紹介をさせていただきたいと思います。

茨城県の別井一栄委員でございます。千葉県の赤塚誠一委員でございます。静岡県宮原淳一委員でございます。徳島県の中野憲次委員でございます。大分県の平川一春委員でございます。ありがとうございます。

以上5名の委員が新しく選任されておりますので、ご紹介させていただきます。

それから、事務局のほうにも人事異動がございましたので、新しく着任された方を含めまして、改めてご紹介させていただきたいと思います。

順に、先ほどご挨拶をいただきました須藤資源管理部長さんです。長谷審議官でございます。熊谷管理課長でございます。内海漁業調整課長さんです。それから、保科管理課資源管理推進室長です。よろしく願いしたいと思います。

では、議事を進めてまいりたいと思いますけれども、説明のほうは簡潔によろしくお願いいたしますと思います。議論は、活発なご意見をいただきながら進めさせていただきたいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議題（1）でございますけれども、広域漁業調整委員会についてに入らせていただきます。

今回、委員の異動がございましたので、広域漁業調整委員会の概要と現在実施しております資源管理につきまして、事務局から説明をしていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

## ○事務局（鎌木）

それでは、資料1-1と1-2、それから参考1と参考2ということで4種類の資料をご用意しております。大半の皆様方には既にご承知のことかと思いますが、広域漁業調整委員会の概要ということで、簡単なお説明をいたします。

先ほど須藤部長のご挨拶の中にもありましたように、本委員会というのは、都道府県の区域を超えて広域的に分布・回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類につきまして、大臣管理漁業と複数の沿岸の知事管理漁業等にまたがったもの、この漁業調整を行うということが大きな目的になっておりまして、太平洋、瀬戸内海、日本海・九州西の3つの委員会が設けられております。

2、委員会の機能なんですが、①に、今言った複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討、資源管理措置の適切な実施を担保するための委員会指示の発動、それから今の①に関する漁業調整という3つを掲げてございます。

実は、従来はこれに資源回復計画に係る審議というものが入っておりました。しかしながら、これも冒頭部長のほうからご挨拶で申し上げましたように、昨年からは資源管理・漁業所得補償制度の体制というものを導入いたしましたので、資源回復計画をそちらのほうに発展的に移行をしたということでございまして、回復計画の審議ということが、この広域漁業調整委員会の概要からは外れております。

その回復計画がなくなった後、この広域漁業調整委員会のほうでは、引き続きまして広域的に分布・回遊する資源を対象とした資源管理をするということが大きな使命になってまいります。その使命に基づきまして、どのような資源管理に取り組んでいるかということにつきまして改めて整理しましたのが、資料1-2になります。1から17までの魚種をここに列挙しておりますが、お気づきと思いますが、1から16につきましては、これまで資源回復計画といたしまして、農林水産大臣が作成しておりました計画にのっとった種類から入っているものでございます。それ以外に、今県境をまたぎまして管理していくべき魚種といたしまして太平洋クロマグロ、これが扱われております。それが17番目に入っているということでございます。ただ、逆にこの太平洋クロマグロというのは非常にスケールが大きいものでございまして、1つの委員会だけではおさまりませんで、3つの委員会で歩調をとりながらいろんな審議をしていかなければいけないという事情がございしますが、現在のところは、この1番から17番までの魚種を対象に、広域漁業調整委員会で取り組んでいるということでございます。

資源管理指針、資源管理計画というのが、今我が国の200海里以内のといえますか、沿岸の資源管理の体系の基礎になっているわけですが、それらと広域的な資源管理の関係というのは、参考2

という1枚紙に一応説明を、昨年の秋にやらせていただきました。それを再度ここにご用意したわけですが、各県ごとに資源管理指針ですとか計画があります。同様に、大臣管理の漁業種類でも同じことが起きているわけですが、そういった縦の関係でいろんな指針とか計画とか動いておりますが、その各県間の共通に管理しなければいけない魚種につきましては、横串を刺してバランスをとっていく必要があるということをごさいますして、そうした中で、この広域漁業調整委員会の中で決めたこと、あるいは審議したことを、そういった横串として反映していただくとようなことで進めさせていただきたいということを昨年の秋にもご説明をしたところをごさいますして、それに従いまして、今この広域漁業調整委員会を運営していくということになっております。

最後になりますが、参考1といたしまして、広域漁業調整委員会に関係いたします法律等のペーパーを用意いたしましたので、これも後でご覧いただければと思います。

非常に簡単な説明でございますが、以上でございます。

#### **○松岡会長**

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問がありましたら受け付けたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして議題（2）のほうに移らせていただきます。

議題（2）は、マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組についてでございます。

この議題におきまして、質疑応答につきましては、資源状況と資源管理状況、この2つを説明していただきまして、それが終わりますと、まとめてお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

最初に、マサバ太平洋系群の資源状況につきまして、水産総合研究センターの中央水産研究所資源管理研究センターの大関センター長からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

#### **○大関センター長**

ご紹介いただきました中央水研の大関と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料3-1をご覧ください。

既にその回遊状況、成長については、皆さんよくご存じのことと思っておりますので省かせていただきまして、漁獲の動向から説明させていただきます。



図がちょっと小さくて申し訳ございませんけれども、近年の漁獲の動向は2010年13万1,000トン、2011年が10万3,000トンとやや減少しつつありますけれども、横ばい状態の状況が続いております。この漁獲の主体としては、大中型まき網が主になっておりますけれども、そのほかに三陸の定置、それから伊豆海域のたもすくいといったものが主な漁獲手法になっております。

資源の評価については、我々中央水産研究所が主体となり7月から翌年6月という漁期を年単位として行っております。細かい手法については省かせていただきますけれども、次のページを見ていただきまして、結果、得られました資源状態は、まず、上の折れ線グラフの青い丸が資源量ですけれども、これを見ますと、90年から2005年ぐらいまで非常に低迷を続けておりましたものが、わずかながら上昇傾向を見せているということがおわかりいただけると思います。それから、後で詳しくご説明いたしますが、赤い丸の漁獲割合が近年低下してきているということも見てとれるかと思えます。

ここから、右上にあります動向・水準を算定するわけですが、太平洋のマサバにつきましては、1970年から今までの値を大体3分割いたしまして、資源量として160万トンを中位水準と低位水準の境目、それからその2倍の320万トンを中位水準と高位水準の境目としております。この低位水準と中位水準の境目であります160万トンというのは、親魚の量でいきますと45万トンに相当いたします。

そこで、左側の下の図を見ていただきますと、親魚量、これは1,000トン単位で横軸に描いてございますけれども、45万トンを切りますと、加入尾数が、これは白丸ですが、上に行ったり下に行ったりと非常に変動が激しくなります。それに対しまして45万トン以上になりますと、ほぼ一定のところにおさまるといような傾向がございます、この45万トンというのを維持すべき親魚の量、専門的に申し上げますとBlimitとしております。すなわち中位水準と低位水準の境目というのは、親魚の量から見ても重要な指標になるというような考え方で水準を分けてございます。このように考えますと、近年増加傾向は見られますものの、資源はまだ低位の水準にございまして、動向は増加傾向ということになっております。

この結果から管理方策を算定するわけですが、親魚量が45万トンを下回っているということですから、これを何とか45万トンに持っていかねばいけないということで、2つの方法を提示してございます。親魚量の増大、括弧内に小さく書いてありますけれども、Frecと書いてあるもの。それから、増大の仕方として5年で45万トンに持っていき、10年で45万トンに持っていきといったような案。

それから、先ほど申し上げましたように、現在の漁獲割合がかなり低くなっているということで

ございますので、現在の漁獲を続けても十分資源は回復していく、長期的に見れば回復していくということがございますので、その4つをABCのシナリオとして提示してございます。

ご参考までに申し上げますが、現在、平成24年のTAC算定に当たってベースになっております数字は、Frec 2であり、昨年の数字ですが26万7,000トンという数字でございます。これが、今年の評価では27万1,000トンという数字になります。TACは来年の5月にご審議の後で決定されますけれども、そういったような資源評価結果が出ているというふうにご理解ください。

それで、現在の状況をよく理解していただくために、ちょっと資料が飛びまして、資料3-2-2というのを併せてご覧いただけるとありがたいかと思えます。これは後ほどご説明あるかもしれませんが、かいつまんでご説明させていただきます。

初めの左側の図で、92年、96年級というのが未成魚をたくさん獲ってしまったことによりまして、資源回復が図れなかったという点については、関係者の皆さんよくご存じのことと思えますが、その後、資源回復計画がスタートいたしまして、右側の図、2004年級、2007年級、2009年級というのが、その前の92、96年級に比べて0歳魚、1歳魚を獲り控えるということに成功いたしました。この結果として、先ほど申し上げたような資源の増大傾向というのが引き起こされたというふうに我々は考えております。

1ページめくっていただきまして、ページ2の左側の図ですけれども、折れ線になっておりますのが産卵親魚量でございます。これを見ていただくと、近年はやや高めのところ安定しております、特に2011年は増加傾向にあるということがわかるかと思えます。これは、2009年級が大きくなってきて、産卵親魚量が若干増加してきているためでございます。

続きまして、その右側の図、2004年級の保護によりまして、近年で初めて2007年には3歳魚を獲ることができましたし、2008年には4歳魚のまとまった漁獲が見られております。こういった傾向が現在も続いておりまして、次のページ、3ページ目の図でございますけれども、その後、2007年級、2009年級の加入量が比較的高い水準でありまして、12年の加入量も2009年に次ぐ比較的高い水準と推定されております。

ですけれども、資源は依然として低位水準にある、Blimit45万トンより下の親魚量水準にあるということを考慮いたしますと、親魚の確保というのがこれからも重要であろうというふうに考えております。

参考までに、現在の漁獲状況をご紹介しながら、来年の資源評価に向けての話を簡単にご説明いたしますけれども、昨年の7月から11月の漁獲量は2万5,000トン程度であります。今年も現時点で、まだ11月の集計を終わっておりませんが、2万4,000トンと昨年とほぼ同様の漁獲があ

るということ。さらに特筆すべきは、昨年は道東での漁獲は0トンであったのに対して、今年は約8,000トン獲れているということで、分布域の拡大は資源の増大を表わすというこの種の特性をある程度反映しております。それから、獲れている魚体組成も、我々が考えております年級の豊度を十分反映しているということから、ただいまご説明しましたような資源評価結果というのは、ほとんど修正されることなく、来年5月のTACの算定に使われるというふうに考えております。

以上でございます

### ○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、引き続いて事務局のほうから広域資源管理の状況について説明をお願いいたします。

### ○事務局（鍋木）

それでは、資料3-2-1、今ほどの資料3-2-2、それから資料3-2-3、この3種類を使いましてご説明をしたいと思います。

マサバ太平洋系群の広域資源管理ということでございますが、資源の現状につきましては、今ほど大関センター長のほうからご説明があったとおりでございます。これまで産卵親魚を確保して、資源の確保を図るという狙いにつきましては、ある程度の目的を達しつつあるのかなというような傾向で動いているというふうに認識しております。

それで、この3月のときにも申し上げましたように、マサバ太平洋系群の広域資源管理ということで、回復計画に名を連ねておりました大臣管理でありますところの大中型まき網漁業、それから沿岸の各都県の関係します漁業といたしまして、2の(2)に書いてあるような漁業が参加した形で、引き続き広域資源管理を実施していこうということでございます。

資源管理の方向性でございます。これも今ほど大関センター長からご報告がございましたように、本当にマサバ太平洋系群を安定的な再生産を行うというレベルまで維持しようとするれば、産卵親魚量は45万トン必要であるということが24年度の資源評価票でも述べられております。したがって、まだ引き続きこの水準まで産卵親魚量を確保するようにはしていかなければいけないということがあるわけでございます。

したがって、卓越年級群を主体といたしました未成魚を保護いたしまして、こういった資源の底上げを図っていくということと、それから回復計画でもうたっておりました回復状況を踏まえて、太平洋中南部の水域の拡大とか大中まき以外の漁業についても、逐次資源回復のための措置とこのを講じていただくようにするというところで取り組んでいきたいということでございます。

1枚めくっていただきまして、4番の資源管理措置ということで、縷々ご説明があったと思いま

すが、今は資源管理計画という形で各漁業ごとに取組がなされております。それを、今どのような取組がなされているかということにつきまして、回復計画からの継続ということも踏まえてまとめたものでございます。ありていに言ってしまえば、回復計画で行われていた措置というのを、そのままサバは実行する予定であるというような形で、各県の漁業者の方にも取り組んでいただいているというのが4番でございます。

それをサポートしていくということで、漁業者団体の協議会、それから行政と研究につきましても、水産庁、都道府県、水産総合研究センターといったものが参加した行政・研究担当者会議というのを今年も開催しております。それから大中まきにおきましても、そういった引き続きの取組を行っておるという形で、大臣管理漁業、それから沿岸漁業、都道府県の関係する漁業が一体となりまして、今後もサバの資源回復に努めていくという体制をとっておるわけでございます。

先ほども大関センター長さんからご案内がありましたとおり、資料3-2-2の3ページ目を見ますと、12年のところでまたまとまった卓越年級という形の発生が見込まれております。この卓越年級といいますか、期待される魚群をうまく利用すれば、かなり今後の資源回復計画というのが楽といいますか、順調に、さらに健全に資源の水準を上げていくことができるのではないかとこのことで考えておまして、今が一番の踏ん張りどころかなということで、都道府県の皆様方にもそのようなお話をさせていただいているところでございます。

最後になりますが、資料3-3ということで、平成23年度以降に取り組まれました取組につきましてまとめてあります。1番目に大中まきといたしまして、2011年の漁期で34%の削減を引き続き実施しております。それ以外にも、そこに書いてあるような措置をとっております。

裏側へいきまして、これは23年度に沿岸漁業の方々にサバの資源管理として取り組みいただいた内容というのを各県からご報告いただきまして、それをまとめたものをつけておまして、都道府県の関係の漁業の中でもいろいろな取組をしていただいているということで、より一層資源管理に取り組んでいきたいというような体制になっております。

以上でございます

## ○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまのお二方のご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、お受けしたいと思っております。よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

## ○宮川委員

神奈川県宮川です。

この隻数ですが、今回11月14日から今日までの間に銚子に揚がったサバが2万トン近くで、たもすくい船として見ると、1都3県の1年間のたもすくい船がすくっている量というのは、この2日分ぐらいしかすくっていないんですけれども、心配しているのは、これだけ毎日毎日上がっていて、親魚が保てるのかなという皆さんの心配があるもので、それを水産庁に聞いてきてくださいということなので、説明ができればお願いします。

#### ○松岡会長

沿岸の方のご心配があるようでございますけれども、お願いします、室長。

#### ○保科室長

今お話がありましたけれども、お話のとおり、この数週間、非常にサバが、1回操業するとたくさん獲れるという状態になっています。それはお話があったとおりです。それで、今ご説明があったように、サバの操業をしているまき網の中で、大量に水揚げをされたら休漁しようと、臨時休漁というのがありますけれども、これに該当するような数量の水揚げがあるものですから、1回水揚げして、大量の水揚げがあったときは、翌日ないし翌々日まで休むということで、操業を控えるということを今続けて行っているという状況にあります。

#### ○松岡会長

宮川委員、お願いします。

#### ○宮川委員

14日に5,488トンかな、それで15日が800トンで、17日が42隻で7,600トン、今日は朝9時までに4,800トン。これは銚子港1つの港でこれだけ揚がって、そのほかにまだ三陸のほうに走っている中積みがあるということで、目方としては結構揚がっているんですけれども、数量がどうなっているのかなと皆さん心配していたから。

#### ○松岡会長

大関センター長、お願いします。

#### ○大関センター長

銚子でたくさん揚がっているということは、私ども注目しているところでございまして、今ご説明ありましたように、臨時休漁も実際おやりになっているということで、これがもうずっと続いてがんがん獲るということはないだろうなということを思いながらも、現在の資源状態から見ると、この数字を早め早めにとって、今後の影響についても見ていかなければいけないということで、神奈川県さん、千葉県さんと連絡を取り合いながら対応しているところでございます。

**○松岡会長**

よろしいでしょうか、宮川委員。

**○宮川委員**

お願いします。

**○松岡会長**

ただいまの発言でも結構でございますけれども、ほかの委員の方で発言ございますでしょうか。  
高成田委員、お願いします。

**○高成田委員**

サバについては、毎年春先の銚子に揚がるものは非常に数が多くて、またそれが小さいということが問題だということを知っているんですけども、資源管理は大丈夫なんですか。

**○松岡会長**

休漁時期と合わせた、その辺のところ。

**○高成田委員**

はい。春先に主に銚子に揚がるものが非常に小さいサバ類で、その資源状況、資源に対する影響があるのではないかという話を伺っているものですから、それは大丈夫なのかということを説明していただければと思います。

**○松岡会長**

大関センター長、お願いします。

**○大関センター長**

先ほどダイジェスト版のご説明のところ、漁獲割合が近年下がっているということを申し上げましたけれども、細かい数字は今回の資料の中にはございませんけれども、漁獲割合が下がっているのは、0歳魚、1歳魚の割合が非常に下がっているというような現状がございます。かつて卓越年級群をつぶしてしまった頃のように、若齢に偏った漁獲というのは、現在ではかなり影をひそめているとご理解し直していただきたいというふうに思っております。

それともう一つ重要なのは、サバにつきましては、伊豆海域で4月に産卵する群れというのが非常に重要でして、そこから産まれてくる子供というのが資源を非常に大きくするということがわかっておりますので、今委員からご指摘ありました、たもすくい獲るものに回るの大丈夫かというところが、もう少し私どもとしては心配しているところでございます。

**○松岡会長**

ありがとうございました。

関連しまして、室長のほうからお願いします。

### ○保科室長

ちょっと補足させていただきます。

資料3-2-2の2ページ目をご覧くださいなんですけれども、右側の表、これは先ほどもご説明ありましたけれども、96年、ここで卓越年級群があったんですけれども、ご覧のように0歳の時点でほとんど大量に獲って、97年にちょうど1歳になるわけなんですけれども、これを97年の1歳でたくさん獲って、98年の時点では3歳はほとんどいないというふうになったわけです。この反省を踏まえて資源回復に取り組もうということで、まず小型魚の獲り控えというのを重点的に始めているわけです。その流れは今も変わっていないわけなんですけれども、ご覧のように、2004年とかそれ以降については、96年のような0歳魚の大量の漁獲というのはなくなって、2歳、3歳が残るようになった。これは尾数でカウントしていますので、3歳とか非常に小さい数字、グラフの高さは非常に小さいですけれども、これを重さに換算するとものすごくたくさんの3歳魚が獲られているということになります。

それで、現在の様子は、そういう獲り控えの効果が上がって、随分大きな魚が増えている。これが、要は左側の図になりますけれども、産卵親魚量とありますように、要は大きな魚が左の図のように増えてきているので、今の時期でも非常に大きな魚の大量の漁獲が見られるような状況になってきたと——資源がよくなったということの反映だと思いますけれども——になっています。

当然、漁業者の方はこれをたくさん獲ったら値段が下がってしまうとか、これはよくないんだということは、ここまでの経験で基本的な認識はお持ちですので、その中で、獲れてしまったら1日最低限休む。それで、これが本当に続くようだと、漁獲量のTACの制限とかもありますので、これが余り続くようだと、また更に臨時休漁以外の対策をとろうかという話になっていきます。そういうふうに当方でも毎日漁獲量についてはウォッチしていますし、これが危ないという状況になれば、もう少し考えたほうがいいなということになれば、漁業者とも話をしていきたいというふうに考えています。

### ○松岡会長

ありがとうございました。

小型魚の獲り控えの努力も進められているということでございますけれども、関連しまして、ほかの委員の方、何かご意見等ございましたらお願いします。

竹内委員、お願いします。

### ○竹内委員

東京都の竹内です。

今のお話を聞いていて、親を45万トン残すと言われてきたけれども、どこで獲らなければそうなるのかという話をきちんとしなければいけないだろうと思うんですよ。東北大の佐藤先生なんか昔言っていた漁業海図という考え方ですね。サバが産まれたときからずっといる間に、どのステージでどのくらいの大きさのやつがどこに集まるというのは、大体もうわかっているはずなんですね、ずっと前から。それで考えて、ただ何トンという量だけで議論しないで、やはり質の問題だと思うんですね。どこで獲るのをやめれば、伊豆諸島に親魚が南下するのかと、それが大切なんですね。

それをしなければ、幾らやったって、結局最後、さっきちょっと言われたことで心配なんだけれども、伊豆諸島でたもすくいで獲るのも問題ですねと言われたら、非常に困るんじゃないかと思うんですね、千葉とか神奈川の人たちは。伊豆諸島で獲っているのは、産卵するもののどのくらいの割合を獲っているかといったら、少ないと思うんです。やはりちゃんと北から南へ下がらせてくれば、それは獲れるわけですから、ぜひその辺のところをですね、私の意見です、答えは要りませんが、そういうことを考えていただきたいと思います。

#### ○松岡会長

ありがとうございます。

大関センター長、お願いします。

#### ○大関センター長

私の説明不足でちょっと誤解があるようですけれども、たもすくいで獲るのは問題だと申し上げたつもりは全くございません。たもすくいで獲られる量というのが、あそこで産まれる親の量を反映していると、じかに反映している量だというふうに私どもは認識しております。それで、たもすくいで獲られるところの産卵場が非常に重要だというような認識でおりますので、そこが十分に獲れるようになっていないと具合悪いという認識でおるということでございます。

それからもう一つ、どこで45万トンかというようなお尋ねがございましたけれども、資源量推定は7月1日を出発点にしておりますので、7月1日時点で45万トンという認識でおります。

#### ○松岡会長

今の発言で、竹内委員。

#### ○竹内委員

そうすると、7月1日に45万トンのサバがどこにいるかということをやちゃんと決めなくていいの、大きさとか。考えなくていいの。

#### ○松岡会長



大関センター長。

### ○大関センター長

それはちょうど北上経路にありますから、常磐から三陸の南側ぐらいのところにいるというふうになりますけれども、どこでどのぐらい45万トン残っていればいいのかということについては、今申し上げたような漠としたお答えしかちょっとできませんけれども。

### ○松岡会長

竹内委員、よろしいですか。

そのほかの委員で、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題が終了した後も、改めて質疑の時間がありますので、次に進めさせていただきたいと思います。

次は、議題（3）の太平洋クロマグロの広域資源管理の取組状況についてでございます。

質疑応答につきましては、先ほどと同様に、資源状況と資源管理状況、この2つの説明が終了した後、まとめてお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、竹内くろまぐろ資源グループ長さんのほうから説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

### ○竹内グループ長

ただいまご紹介にあずかりました国際水産資源研究所のくろまぐろ資源部くろまぐろ資源グループ長の竹内と申します。座って説明させていただきます。

資料のほう、資料4-1を使用させていただきます。

クロマグロですけれども、こちらは日本だけではなくて、韓国、台湾、アメリカ、それからメキシコ、このあたりが主要な漁獲国としてありますので、資源評価、資源解析に関しても、多国間の枠組みの中でやっております。

資源評価に関して言えば、北太平洋におけるまぐろ類及びまぐろ類似種に関する国際科学委員会、我々は英名のほうを略してISCというふうに通称呼んでおりますけれども、こちらのほうでやっております。資源管理に関して申しますと、中西部太平洋に関しては中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、それから北米のほうですね、こちらに関しては全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）のほうでやるということになっております。

近年の漁獲量ですけれども、2010年が1万8,000トン、2011年が1万8,000トンでした。それぞれほぼ同じ程度、約1万8,000トンでした。その前4～5年は、2万トンから2万4,000トン程度のところを推移しております。

特徴的なのは、こちらの資料は2010年まで述べておりますけれども、2010年の日本の漁獲量というのは8,000トンまで落ちておりまして、過去30年の中でも非常に低い値となっております。ところが、2011年に関しては、そこからまた回復しまして、約1万3,000トン程度まで戻しております。このように国ごと、それから漁法ごとで見ますと、毎年漁獲量の変動が非常に大きな資源という特徴があります。

クロマグロは、ほかのマグロ類と同様で非常に寿命の長い種でして、寿命としては20歳以上生きるということが知られております。ただ一方で、実際に漁獲されているものは、比較的小型のうちに獲られておりまして、これは水産庁からもいろんな会議の場で公表されておりますけれども、尾数で見ますと1歳程度までで9割以上のものが獲られていると、そういう状況にあります。

資源の動向のほうに移らせていただきたいと思います。裏のページにいただきたいと思います。

現在の最新の資源評価は、2010年7月に行われたものになります。そこで、2008年前半までの資源量というものが推定されました。そこでの結論としましては、資源状態としては、資源評価で取り扱っております1952年から2008年まで、この間の資源水準は、歴史的な中間程度に位置しているであろうと。ただ、資源の動向としましては減少傾向にある。これは、はえ縄のC P U Eですね、現在のクロマグロのはえ縄での漁場といいますと、春期に九州沖から南西諸島にかけて、このあたりが主な漁場になっておりまして、これが産卵親魚を漁獲する漁業となっておりますけれども、こちらのC P U Eが減少しております。こういったことを入れまして、資源動向としては減少というふうに見ております。

さらに、漁獲圧のほうを見てみますと、この資源評価での最新時点での漁獲圧、これが上昇傾向にあると。さらに、最新の時点での漁獲圧がその後続くと、資源は減少を続け、過去最低水準に近いところまで減少するであろうと、そういうふうな予想を2010年の時点を出しております。現在が2012年ですので2年たっておりますけれども、この後、本年の7月に札幌でI S Cの本会合が開かれております。こちらのほうで、資源状態に関してその後アップデートを行っておるんですけども、こちらで幾つかの情報、1つは、2010年時点以降2011年、それから2012年もそうですけれども、春季の産卵親魚を漁獲するはえ縄のC P U Eが更に減少を続けていること、それから先ほどの将来予測、漁獲圧が高いままで推移した親魚の動向というものを予測した場合に、資源が最低水準に近づくであろうということ。そういったことを踏まえて、ここでは中位水準と書いておりますけれども、ここからだんだん踏み出すのではないかなというようなことが議論されております。

W C P F C、それからI A T T Cの管理のほうは、2011年からW C P F Cで保存管理措置が導入

されて、東部太平洋の北米のほうですけれども、2012年、本年からこちらのほうも管理措置が導入されています。

私のほうからは以上です。

## ○松岡会長

ありがとうございました。

引き続きまして、資源管理の状況について、これは内海課長、お願いいたします。

## ○内海課長

漁業調整課長の内海です。

それでは、太平洋クロマグロの管理強化の取組状況と今後の対応についてということで、資料は4-2ですが、これに基づいて太平洋クロマグロの今の管理の取組状況についてご説明をしたいと思っております。

資料を1枚めくっていただきますと、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法に基づく基本方針、「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」の概要ということで、それぞれ抜粋をしております。

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法に基づく基本方針、これはマグロ全体についての基本方針を立てながら、資源を管理していこうということで対応しておりますが、この中で太平洋クロマグロの記載の部分については、「未成魚の漁獲が抑制・削減、親魚資源の持続的利用が図られるよう、まぐろ資源の保存及び管理の強化に必要な措置を積極的に講ずる」ということで、これはもちろんWCPFC、中西部太平洋のそういった管理機関の下で議論が行われている以上、日本としても積極的に太平洋クロマグロの管理について対応していくということで、その折いろいろ議論になっておりました、特に未成魚の漁獲というのが、先ほどの竹内さんの話でも、非常にウエートとして大きいということがありますので、そこを中心にしっかり管理をしていく必要があるというふうに認識をしております。

その下の「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」ということでまとめておりますが、これも随分、クロマグロについては何度も全国会議を開催させていただきました。関係する漁業者の方々、いろんなところに広くいらっしゃるということで、それから特に太平洋クロマグロについて、日本においては沖合漁業から沿岸漁業、それから後でご説明しますが養殖業ということで、関係者の裾野も非常に広いというようなことがございまして、そういった方を一堂に集めて、クロマグロの管理についてはこういう形でやっていくんだというのを何度かこちらのほうからも説明をさせていただいております。

簡単に、22年5月にプレスリリースしました対応の中では、ちょうど2の施策の(1)にありますように、それぞれの分野の漁業でいろんな措置をとっていただこうということで、ここにまとめております。国内の資源管理措置の強化ということで、沖合漁業においては大中型まき網漁業について未成魚等の漁獲抑制、削減措置の導入。

沿岸漁業は、今言いましたように非常に小さい未成魚を曳き縄漁業等で漁獲をされているというようなことで、これはクロマグロの管理を始めるまでは各地で行われていまして、非常に小さい形での沿岸漁業だったものですから、全体像を把握するのにかなり苦労はしたんですが、こういった曳き縄漁業についても届出制を導入する、それから漁獲実績報告を義務化するというようなことで、沿岸漁業で一体どういう漁業が展開されているのか、その漁獲量がどれだけなのかということをしつかり把握して、これも資源管理、先ほどの資源研究等々にもそういったデータをしっかりと使っていこうということで、こういう措置をとっていこうということが決まっております。

それから養殖業についても、クロマグロ養殖場について登録制の導入、養殖実績報告の義務化というようなことで、クロマグロの養殖、これはもう皆さんご存じのとおりですが、基本的には種苗を天然からかなりの部分を依存していると。一部人工種苗もございますが、まだまだ現在の産業規模を支えるスケールには至っていないということで、ほとんどのものが曳き縄等々で漁獲された種苗を用いて養殖が展開されているというようなことで、この養殖業について、しっかりとこれも把握していこうということで登録制の導入、それからどれぐらいのものが養殖ででき上がっているのかということで、養殖実績報告の義務化というようなことを導入していこうということが、この時点で決められたということでもあります。

国際交渉の対応は、先ほど来、話が出ていますけれども、WCPFCでの議論、これを踏まえて我が方が、これももう皆さんご存じのとおり、クロマグロが先ほど言いましたようにたくさんの漁業で獲られている、それから日本の沿岸には産卵域も存在しているということで、我が国のプレゼンスというんですか、非常に大きいものがありますので、こういった国際交渉にも耐え得るような管理措置をしつかり進めていこうということを決めているわけでもあります。

それから、調査研究の強化ということで、今言いましたように沿岸で獲られる小さなものについては、なかなか漁獲情報の収集が難しかったんですが、今言いましたように届出制だとか漁獲実績を把握するというようなことで、そういった情報の収集を迅速に進める。それから調査研究体制の強化を図って、今、竹内さんのほうからありましたような国際的な議論にも耐え得るような情報をしっかりとって行って、そこでの議論に対応していこうということで対応しているところであります。

3 ページ目のところですが、今日は沿岸漁業のほうについて少しご説明させていただきたいと思うんですが、今言いましたように、沿岸漁業の管理強化につきましては、曳き縄漁業等自由漁業の届出制への移行、漁獲実績報告の義務化ということで、平成23年4月から順次実施をさせていただきました。これは、ここの広域漁業調整委員会の指示というようなことで、それぞれ届出制と報告をさせていただいておりますけれども、順次日本の沿岸へ移行していこうということで、日本海・九州西は平成23年4月から実施しましたがけれども、太平洋側、瀬戸内も含めて24年4月からそういった措置を実施させていただいております。

それから、下にありますように定置漁業の免許数抑制ということで、これもクロマグロ、いろんな漁業種で獲られるんですけども、定置漁業についてもそれなりの対応が必要だということで、クロマグロを主たる漁獲物とする定置漁業の免許数の抑制ということで、これも漁業法の下に各県をお願いをしたところであります。

繰り返しになりますが、その右のほうは、全海域における沿岸クロマグロ漁業の届出状況ということで、届出件数がこれだけあります。主なる県、黄色で図示していますが、長崎などは届出数だけで2,000弱ぐらいの数字が出てくると。全国で集計すると1万を超えるような、こういった漁業者の方々が漁業を行っているということでもあります。

今言いましたようなクロマグロをしっかりと管理していくためには、沖合漁業、沿岸漁業、養殖業、そういった方々の協力を得ながら、それぞれの措置をしっかりとスクラムを組んで対応していくことが必要だというふうに思っております。基本的には国際機関での今後の議論、そこでの資源評価、それを踏まえて、それに応答した管理をしっかりと続けていく必要があると思っておりますが、そういったものを少しまとめると、4ページを開いていただきますと、資源管理の強化に向けた課題と今後の対応というふうにまとめております。

太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国として、我が国が率先して資源管理に取り組む必要がございます。基本的な考え方は、ここにありますように、未成魚の漁獲の抑制・削減、親魚資源量が歴史的な変動の範囲内に維持され、過去の最低水準を下回らないように管理していこうということでもあります。当然、今言いましたように、科学委員会による最新の資源評価を反映した上でそれぞれの措置をとっていく。これはまだ、現時点でどうするという事ではないですが、そういったもので厳しい管理が必要になれば、沿岸漁業であれば、やはり届出の徹底、そういった状況をしっかりと把握していくというようなことが非常に大事ななというふうに思っております。種苗採捕漁船の管理等々、こういったものが必要になってくる。

沖合漁業については、現在も既に大中まき網で漁獲の抑制を行っていただいております。こうい

った削減の実施、取組の継続といったものが必要になってくるかなど。

養殖業については、養殖漁場の数・規模の原則「現状維持」の徹底ということで、これは後で説明しますが、今回、一部措置をとらせていただきました。

それから国際対応ということで、これもWCPCF、東太平洋の国際機関でありますIATTCとの連携の下、ルールを順守しないクロマグロの輸入防止等、そういったものについてもしっかりと対応していくということで、今後国際機関での資源評価、それから資源の動向を見定めながら、こういう部分を基本にした対応がこれから必要になっていくのではないかなというふうに考えております。

最後に、5ページのところにクロマグロ養殖の管理強化に関する大臣指示ということで1枚ページがついております。

実は、クロマグロの資源管理を進めていく上で、養殖の管理が非常に重要だということで、我がほうとしてもそこは注目をしていたところですが、養殖業を進めるに当たっては、区画漁業権に基づいてそれらが行われております。来年25年9月には、全国の都道府県でこういった漁業権の一斉切り替えが行われるということになっております。その作業を目指しては、現在、水産庁も各都道府県と一緒にしながら作業を進めているところですが、基本的に漁業権の一斉切り替えに当たって、水産庁のほうから通知を6月に出ささせていただきました。これは、いろんな漁業権に関わる項目を整理しているんですが、1つ、クロマグロ養殖ということでその中に記載がございます。

概要としては、1つは、養殖場をこれから展開する場合、クロマグロ養殖をする場合には必ず漁業権の免許には「クロマグロ」という名称を冠して免許を行ってくださいということで、クロマグロ漁場の特定化を図っていきたい。それから新規漁場の設定ということで、やはり今言いましたように養殖業は天然の種苗に依存している。これが、実はやはり大きなブームになって、各地で養殖場が増えてまいりました。しかし、これをそのまま増やしていくと資源に非常に大きな影響があるということで、これも全国会議等々を開きながら意見交換しながら、今回の6月の通知では、天然種苗の活込尾数の増加を前提とした漁場の新たな設定、生け簀の規模拡大については、慎重に対処していただきたいということでお願いをしました。基本的には、これは現状維持ということを原則にして、これ以上天然種苗に圧力をかけないということを目指そうということで措置させていただいたものであります。当然、人工種苗の場合はこの枠外ですので、これについては対象外ですよということを付言させていただいて、この通知を出させていただきました。

ただ、漁業権については、これは各都道府県が行われる自治事務ということ、それからこの通知が国からの技術的な助言にとどまるというようなことで、「慎重に対処していただきたい」という

文言で、気持ちの現状維持という部分を含めてそういう通知をさせていただいたんですが、一部の県では、やはり我が県だけ抑えても、ほかの県で増えるんじゃないだろうかと、それからいろんな形で、今言いましたようにクロマグロの養殖がこれからの地域振興にも物すごくプラスになるということで、そういった期待がかなり高まっているところで、この技術的助言だけでそういった養殖が抑え切れるかというようなことで各県からお話がありました。基本的には、この技術的助言の通知にとどまらず、やはり管理の徹底と関係県間の公平を確保しようということで、漁業法に基づく大臣指示という形で改めて指示を10月に出させていただきます。指示の内容は、ここにありますように、各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が平成23年から増加するような養殖漁場の新たな設定は行わないでください。それから、生け簀の規模拡大により各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が23年より増加することのないよう、漁業権に生け簀の台数等に係る制限・条件を付けることということで、基本、この大臣指示によって養殖業が増えないようにということをお願いをしたところであります。

今言いましたように、養殖業については非常に期待値も高かったところではありますが、いろんな形で関係者の方々と意見交換させていただきながら、こういった措置をとらせていただきました。先週木曜日に、この関係でも全国会議を開かせていただいて、やはりいろんな意味で資源管理上、現在のところこういう措置をとらざるを得ない、これに基づいてクロマグロの養殖の管理もお願いをしたいということで、各県、各関係者の方々にお集まりをいただいてお願いをしたところであります。

太平洋クロマグロの管理については、やはり先ほど言いましたように、我が国が非常に大きな管理についてのキャスティングボードを握っているということで、各国から非難を受けないような形でしっかり管理していくことが必要だというふうに考えております。資源の動向は、そこはしっかりモニターしながらですが、どのように動いていくかは、そこは予断を許さないところがあります。その動向に応じて、この資源をしっかり次世代にもつないでいけるように、持続的に利用できるように管理を図っていきたいというふうに思っておりますので、関係者の方々には今後ともご協力をお願いしたいと思います。

資料の説明については、以上です。

## ○松岡会長

ありがとうございました。

ただいま竹内グループ長、それから内海課長から詳細なご説明をいただいたわけでございますけれども、この説明に関しまして、何かご意見、ご質問等ございましたら、お受けしたいと思います。

はい。

### ○佐々木委員

愛媛県の佐々木です。

養殖のマグロの関係なんですけれども、先般15日の会議にも私も出席しておったんですが、一番意見として問題になったのは、やはり23年の活込尾数を一つの基準にするというのは、受け止め方も、区画漁業権の面積上の問題と、面積は当然区画漁業権は増やさないということは十分理解されておるわけなんですけれども、それに伴う放養尾数、活込みの尾数については、23年度はご案内のように全国で非常に不漁の年であったということで、計画や希望の尾数が現実的に放養できなかった年なんですよね。その年、一番低い23年度を基準にすると、漁業権は新しく増やさないというのは、当然愛媛県もそういう指導、指針があるわけなんですけれども、先般の会議でも、尾数について水産庁の答弁では、23年度の尾数を厳守しなさいということではないと、こういう説明であったわけなんです。結局これは公式規則上、漁業権は増やさない、それが8%なのか、あるいは10%なのかわかりませんが、尾数については、区画漁業権を増加しない状況の中で、飼える範囲の放養尾数はやむを得ないと、こういう判断でいいんですか。

### ○松岡会長

内海課長、お願いします。

### ○内海課長

15日のときの全国会議では、ちょっと持って回った言い方をしてしまったので、そこは誤解を与えたかなというふうに思うんですけれども、基本的にそのときに説明をさせていただいたのは、活込みの尾数でチェックすることはなかなかできないので、ここに書いてあることは、やはり養殖漁場の設定を行わないこと、それから生け簀を拡大してくれるなどというようなことで、これが反射的に23年以上の養殖尾数を増やすことにはならないだろうというようなことで説明をさせていただきました。

だけれども、その部分で、決して23年から増加させてもいいんですよというふうに捉えていただくと、ちょっとおかしな部分があるので、あのときに説明すればよかったんですが、活込尾数が非常に低い水準だというのは、逆に言うと資源管理上は非常にマイナスなシグナルでもあって、今後の資源の動向というのがどういうふうに転ぶかわからないときに、そこが少ないので平年並みというので、そこをオープンにしてしまうとおかしな話になるんじゃないかなと。

基本的には、うちのほうとしては、23年度を超えないように実行上そこで抑えられるのは、養殖漁場の設定、あるいは生け簀の台数の規定をしっかりとそこにつくってくださいというような話だっ



たんですけれども、気持ちとしては、やはりそこから物を超えないというのが大きな原則としてありますので、ちょっと15日の説明でうまくそこが伝わっていないところがあったので、また疑義のあるところは、あのときにも言いましたけれども、いろんな意味でご相談させていただきたいというような話だったんですが、気持ちとしてはそういうことです。

### ○松岡会長

佐々木委員。

### ○佐々木委員

資源管理上の問題は理解できるんですけれども、クロマグロについては、私のところの県もうちの組合も3漁場ですか4漁場持っておるんですけれども、非常に経験が浅いんですよね。結局、取り組んで、まだ安定的な産業として、あるいは企業として安定化しないうちに、国際的な資源管理の下で制限を加えると。これは我々、実は数年前から、恐らく水産庁が頭を押さえて新しい振興はできなくなるのではないかということは県の会議でも随分私は意見として述べております。正に、そういう状況になってきておるのではないか。

23年に特に問題にするのは、結局、施設を構えながら、23年度は漁獲が少なかったために非常に薄飼いになっておる状況なんですね。それは言い方を変えれば、経営的にはもう少し増加をしないと、経営のいわゆる安定化にはつながらないという問題があるわけなんです。

だから、漁場で抑えることは当然理解できるんですけれども、併せて尾数まで23年度に限定してしまうということは、正に新しく始めてきた業者、あるいは施設運営上からも経営上からも問題があるのではないかというので、ある程度そこら辺は柔軟な対応をしないと、実際に、言い方を変えれば施設は撤去しなさいということにもつながる可能性があるわけなので、その辺はちょっと問題があるのかなというのが意見であります。

### ○松岡会長

内海課長、よろしいですか。

### ○内海課長

技術的な部分でいろんな問題があって、例えば入れたものを、それが死ぬのもっと入れていきたいということを全国でオープンにしていくと、どんどん種苗をとってくる、それから幼魚に対する圧力というのが高まるので、あの折も言わせていただきました、地域ではいろんな形で、養殖振興という形で物が動いていますが、やはりクロマグロの場合は資源管理という部分があるので、この部分の翻訳がかなり必要になってくると思うんですが、そこをうまく翻訳することで現場の方々の協力を得ていきたい。あるいは技術をうまく持つていくことで、例えば死亡率を抑えてうま

く育てていくだとか、そういうところでの努力をしないと、一事が万事みたいなことになりますので、少しその点でぜひご協力をお願いしたいというふうには思っております。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

そのほか、はい、高成田委員、お願いします。

#### ○高成田委員

今、クロマグロについての管理措置のお話を伺っているわけで、これを見ると、この広域漁業調整委員会等の場で検討ということがありますから、今検討しているということだと思います。私、伺いたいのは、国際舞台で、WCPFCというところでいろいろ動いているわけですが、今こういう議論をして、頑張ってくださいねということで終わっても、WCPFCのほうが、これじゃとてもだめだというようなことだったら話にならないわけです。国際的なところで今どのぐらいの議論をされているのか。国内で今こういう措置をとっておられるということと、国際的な舞台で今議論になっていること、それはもちろんほかの国々の動きも入ってということだと思うんですけども、その辺に差がないのか、同じようなレベルで議論をしているのか、その辺のことを説明いただけないかと思えます。

#### ○松岡会長

内海課長、お願いします。

#### ○内海課長

基本的には、WCPFC、ああいう漁業管理機関というのは、科学委員会が資源の評価をさせていただいて、その結果に基づいてどういう管理措置をとるかということで、そこが車の両輪のように動いてくるわけですね。

実は、先ほど竹内さんのほうからの話もありましたように、クロマグロの資源の状況については、ISCというところが評価を行って、つい最近もそういう作業を行っていたということでもあります。これは、基本的にはそういう機関が結果をですね、各国と合意をして、それを公表して、今度WCPFCの中に入れてきて、そこでまた管理措置が議論されるんですが、今のところ、今やっている措置については、現在の時点でWCPFCがこうしようと言った管理措置には、しっかり日本は対応できているということでもあります。

ただ、今後の資源の動向がどうなるか。その行く末に応じては、やはりもっと管理の強化をしないと資源がおかしくなるよと。特に、例えばアメリカですとかああいう国なんかから言われると、そこは日本がしっかり対応しなければ、やはり日本がそういうものに対応していない。それから先ほ

ど言いましたように、非常に日本がクロマグロの漁業、それから消費についても非常に大きなウエートを持っているということで、そこは議論の状況を見ながら、きっちり管理をしていくということになります。全てはそういうところを根っこにしながら、現在いろいろ考えているところですが、現在のところは、その部分は齟齬がなくて、何とか応じられている状況だというふうなことです。

### ○松岡会長

よろしいでしょうか。

そのほかの委員の方で、関連して何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題（４）でございます。

ここで、本日、本委員会の前に南部会と北部会が開催されております。その両部会におきます状況について、事務局より報告、説明があるということでございます。よろしく申し上げます。

### ○事務局（鏑木）

それでは、特段これにつきましての資料は用意してございませんが、資料１－２をご覧いただければと思います。

午前中に太平洋南部会、それから先ほどまで太平洋北部会を開催しておりました。

そのうち太平洋南部会では、太平洋南部のキンメダイ、伊勢湾・三河湾の海域につきまして小型機船底びき網漁業の対象種ということで、トラフグ、シャコ、マアナゴの３種類、それからイカナゴにつきまして、それぞれ現在の広域の資源管理の状況につきましての協議を行ったところでございます。今言いました３つの魚種のグループ、いずれも回復計画を引き継いで、引き続き広域資源に取り組んでいるということでございまして、資源管理手法につきましては、概ね回復計画の内容を引き継いだものになっております。

このうちキンメダイにつきましては、今、資源状況が海域によって、やや小型魚が加入してこないとか加入が薄いかといったようなことで、減少傾向にあるというようなことがありまして、資源動向について注視していく必要があるという指摘が調査研究のサイドからあったということでございます。

イカナゴにつきましては、従来と同じような資源管理をしていまして、これからも引き続き同様な資源管理をしていくということでございます。

それから、小型底びきの対象の３種でございますが、特にこの中でマアナゴなんですけれども、ご承知のように、今年ウナギの供給が非常に少なかったということでございまして、その分、マアナゴに対する需要が多くて、資源管理のほうが大丈夫なのかというようなご指摘もございました。

ご承知のように、マアナゴと申しますのは日本沿岸に広く分布しておりまして、その中で各沿岸のほうに幼生がたどり着いた形で育っていくということですので、狭い海域で管理していくというよりは、より日本全体の広い海域での資源管理を考えていくべきではないかという指摘がございました。この点につきまして、改めまして事務局のほうでまとめまして、ご報告をするということになっております。

太平洋南部会につきましての議論は、このようなことでもございました。

続きまして、太平洋北部会のほうでもございます。

太平洋北部会につきましては、太平洋北部沖合性カレイ類ということで、サメガレイ、キチジ、ヤナギムシガレイ、キアンコウの4つの魚種を対象にしております。

この中でキアンコウにつきましては、近年、資源状況が減少傾向にあるというような指摘がございました。これの資源管理措置につきましては、従来と同じような措置をとっていただくわけですが、皆様方にも記憶がおありの方いらっしゃるかもしれませんが、今年の春に、このうちの宮城県の海域で産卵魚の保護を目的といたしました保護区を設定しておりました。それにつきまして、震災の影響で宮城県を漁場としておられる沖底の皆さん方の操業状況が非常に苦しいということがございまして、保護区の一時的開放という措置をとったわけでもございますが、その措置につきまして、来年の漁期につき、できれば開放していただきたいというようなお話がございました。それにつきまして、再度状況等を確認いたしまして、また必要な措置をとっていただくことを申し合わせたということでもございます。

非常に簡単ではございますが、北部会、南部会におきましてなされました内容につきまして、ご説明をいたしました。

以上でございます。

## ○松岡会長

ありがとうございました。

両部会に出席されました委員の方がおられるわけでもございますけれども、ただいまの事務局のご説明でよろしゅうございますでしょうか。特に何かございましたらお願いします。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、引き続きまして議題（5）に移らせていただきます。

議題（5）は、伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する広域漁業調整委員会指示でございます。

このイカナゴの資源管理に関します委員会指示は、前回の委員会でもいろいろご議論をいただき

ました。修正がございまして、委員会指示の有効期間が、従来は4月～3月でやっておりましたけれども、前回の委員会で1月～12月に変更するというようなこともご議論いただいたわけでございます。そういうことも含めまして、本日新たにこの委員会で委員会指示をお諮りするということでございます。

事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### ○事務局（鍋木）

それでは、ご説明いたします。

資料5-1、5-2をご覧くださいと思います。

指示の概要につきましては、今ほど会長のほうからご説明があったとおりでございまして、伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理につきましては、特に終漁時の残存尾数を確保するという意味から、20億尾を下回らない時点を終漁日として設定をするということがございます。この終漁日の設定を担保するために、広域漁業調整委員会の指示というのを毎年行ってきたわけでございます。

ただし、今までは春の委員会でこの指示を出しておりまして、委員会の指示の期間が4月から3月という期間でございました。しかしながら、伊勢湾・三河湾のイカナゴ漁の盛漁期というのが春ということでございまして、場合によっては、委員会指示を出すべきときがちょうど委員会指示の切れ目になるというおそれがあるわけでございます。したがって、そういう心配がないように、1月から12月に委員会指示の期間を変えると。それ以外の内容につきましては従来どおりでございますが、そういうことに変えたいということで、春にご提案をいたしました。

皆様方のご了承をいただきまして、前回の指示は4月から12月までの指示期間になってございます。それを続けまして、改めまして仕切り直しをいたしまして、今回1月から12月までの指示期間ということで、この委員会指示第13号を指示したいということでご提案申し上げます。

以上でございます。

### ○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、漁業法第68条に基づきます広域漁業調整委員会の指示といたしまして、「太平洋広域漁業調整委員会指示第13号」を発出するという事で決定してよろしいでしょうか。また併せまして、今後の事務手続上の部分的な修正、文言の訂正等につきましては、私にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

## ○松岡会長

ありがとうございます。

それでは、事務局のほうにおかれましては、委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議題（6）のその他に移らせていただきます。

最初に、資源管理に関します連絡事項、報告でございます。

資源管理・漁業所得補償対策の実施状況ということで事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

## ○事務局（鍋木）

それでは、ご説明をいたしたいと思います。資料6をお手元にご用意ください。

これは、会議の当初からお話が出ております資源管理・漁業所得補償対策というものの現状の説明でございます。この資料は、今年の4月に、それまでの23年度の結果を取りまとめたものとして水産庁のホームページで公表しているものから、養殖の部分を取り除いたものを抜粋しております。

1ページめくっていただきますと、3月31日現在での沿岸の部分の計画の作成件数、2ページ目に大臣管理のほうの計画の種類数と参加隻数というものをまとめた表がございます。これにつきましては、大体こんなような形で今作成状況が進んでいるということでご理解をいただければと思います。

実は今回は、その次のページ、3ページ以降ということで、実際に資源管理計画とかそういうものを作りまして、それが漁業所得補償対策の中でどのような取組として行われているのかということを紹介していきまして、皆様方が漁協単位あるいは漁業単位でこういった管理計画を作って取り組んでいただくこととなりますので、その辺の取組状況と収入安定の対策にどのような関係があるかというようなことを簡単にまとめたものを、幾つか優良事例ということでこの4月に公開をしたわけでございます。

見ていただくとわかりますように、例えばこの委員会に関係ありますものとしまして、太平洋系群のマサバの事例ですとか、あるいは愛知県のイカナゴの事例とか、そういったものをご紹介しております。これにつきましては、皆様方もいろんな形で資源管理計画というものを作成しておられると思いますが、その改良ですとか今後の発展のために、こういった事例をご活用いただければというふうに考えて、今回ご紹介した次第でございます。

以上でございます。

### ○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

特に、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして平成25年度の資源管理関係概算要求について、事務局から説明をお願いいたします。

### ○事務局（鍋木）

それでは、これも簡単にご紹介いたします。

資料7でございます。今、国会等でいろいろと状況が変わっておるといいますか、なかなか複雑になっておりますけれども、これは平成25年度の資源管理・漁業所得補償対策の関係で概算要求をしております内容をご紹介しますのでございます。

その中で、こちらのほうに関係がありますものといましては、私どものほうでは事業の2番の資源管理指針策定・資源管理計画履行確認等に対する支援という部分と、それから3番の資源管理計画等の推進に対する支援という部分を私どものほうで担当しておりますが、いずれも内容につきましては変わっておりません。ただ、いろいろと予算の調整上で金額が変わっておるということでございます。それから、資源管理・漁業所得補償対策全体といまして、今そこに書いてあるような数字で要求をしておるといったことのご紹介でございます。

以上でございます。

### ○松岡会長

ありがとうございます。

これにつきましても、何かございますでしょうか。

佐々木委員、お願いいたします。

### ○佐々木委員

前段のところもちよっと関連があるんですが、いわゆる漁業所得安定対策の関係で、聞くところによると1,200億の予算とかいう話があつて、東北に800億というような話も聞いておるんですけれども、積立ぶらすの関係でも、積立ぶらすに加入して、いわゆる所得を守るという役割には通じておるんですけれども、これが現実的に経営をクリアするような制度でないと、結局これを活用することによって経営が完全に安定化するという状況ではないわけなんですよね。むしろそれよりも、採算原価を大きく割り込んで、これは養殖の、特にブリについてはそういう影響が強いわけなので、

積立ぶらすに加入して、そのことによって経営が持続できるという、そういう100%の状況ではないということなんです。

しかも、3.11からの問題が非常に大きいわけなんですけれども、魚は幾ら安くしても販売ができない、売れない、そういうことが実態なんですよね。だから、そういう中で漁業者が経営を持続するということは、とりもなおさず積立ぶらすの発動が、それは1年、2年で終わることはあっても、それが完全に機能するような制度でないと、やはり漁業者を守れないということなんです。

だから、予算についても、言い方を変えれば、結局これに50%なり60%の漁業者が全て、今の現状が続く限り、積立ぶらす等で経営を守っていくという役割に、確実にそれが履行できるような予算措置制度でないと、非常に漁業者は、特定の人、10人おれば、その中の1人か2人は積立ぶらすで効果があっても、現実的には非常に問題があると。しかも、もうかる漁業もそうなんですけれども、やはり総合的にそういう面で、今の現状からいくと我々の一番危惧しておる問題は、このままいけば、特定の県、特定の浜は別として、全体的には漁業者に後継者がなかなか生まれてこない、継続して漁業をやらせるような環境にない。そういう意味から、私は、10年もたてば漁村の崩壊ではないかという話をしておるんですが、特に関心のある人から言うと、10年ももてるのかという話がよくあるんですけれども、そういうのが今の浜の実態なんですよね。だから、そういうことで制度が、もうかる漁業や積立ぶらす、水産庁は非常に積極的に対応していただいておりますが、やっぱり本当に苦しい漁業者が100%それに対応できるような予算措置制度を、私は確立しないといかぬのやないかという気がするわけなんです。もうかる漁業も数人ぐらいしか拾えぬという状態なので、そういう面についてはもっと積極的に対応をお願いしたい。

それからもう一点は、積立ぶらすの場合に、大分の平川さんもおられますけれども、昨年の実例として、積立ぶらすに入っておるから価格の抑制でいいんじゃないかと。いわゆる買入れの商社から見ると、生産者は積立ぶらすに入っておるんだから、そんなに値段を高く販売せんでもいいんじゃないかと、逆にそれが活用されておるという話が出てきたんですよね。だから、私も調査をしたところ、それは生産者の意見じゃなくして、買入れ側の商社の意見であったということなんですよ。そういう問題も現実起きておりますので、実際に積立ぶらすでこれが完全にクリアできるなら、もう言うことありませんけれども、現実はそのような状況ではないということも、この際、十分ご理解をいただいて予算措置、あるいは制度の対応について、私は突っ込んだ大きな改革をお願いしたいということで、意見を終わります。

## ○松岡会長

ありがとうございます。制度の内容、それから予算面での対応、これについていかがでございます



しょう、事務局。

内海課長、お願いします。

### ○内海課長

非常に大事な意見だと思います。いろんな制度を構築して、我々いろんな漁業者の方の苦境を突破していこうということで対応させていただいたんですが、例えばもうかる漁業についても、漁船漁業、漁船の更新がなかなかならないというような実態を踏まえて、これも数年がかりで仕掛けをかけて19年からスタートして、今実際にやらせていただいています。それもいろんな形では、実証事業ということですので、全ての漁業者の方に均等というわけではないので、またそれと違うところについては、どういう施策を打っていくのかというのもしっかり対応しないといけない。

それから、積立ぶらすといいますか、資源管理・漁業所得補償対策、これもやはり水産庁の中でわざわざ議論しながらやらせていただきましたけれども、いろんな形で、これじゃまだ十分じゃないという部分があると思います。当然、これは共済、保険を通じた制度ですので、落ち込んだときにはうまくいきますが、なかなかそこから先ですね、もっと打って出たりいろんな形で物事をやっていくときに、どういう部分がネックになっているのか。基本的には、我々も制度に安住することなく、そこで出てくるいろんな問題点というのは、こういう場で指摘を受けて我々も中でまた議論して、次の施策、次の方針、そういったものも考えていきたいと思いますので、ぜひそういった意見については参考にさせていただいて、今後の対応を図っていきたいというふうに思います。

### ○松岡会長

ありがとうございます。

佐々木委員、よろしゅうございますか。

そのほか何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。

次は、水産物の放射性物質調査についてということでございます。

この議題につきましては、皆様ご承知のとおり、当委員会対象海域は、東日本大震災の被災地域を対象エリアとしております。それからご承知のとおり、福島第一原発、非常に大きな事故で、水産物への影響が大変懸念されておりました、当委員会でも議論がこれまでも行われてきております。

そこで、本日は水産物の放射性物質調査の最近の状況について、直接の担当者でございます水産庁漁場資源課の溝部係長さんから、資料を用意していただきましたのでご説明していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

### ○溝部係長

ただいまご紹介いただきました水産庁漁場資源課の溝部でございます。

まず、本日説明させていただきたく予定でした田原が急遽現場に出張がございまして、代わりに私、溝部から説明させていただきます。ご了承ください。座って説明させていただきます。

先ほど簡単にご紹介いただきましたけれども、昨年3月に福島第一原発事故により、大量の放射性物質が大気中、そして海洋に流出してしまいましたが、魚の放射性物質による影響を調べるために、水産庁は各都道府県と漁業者団体と協力して放射性物質検査を実施しております。今日は、私たちの取組と検査状況、そして結果について、簡単に情報提供させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

お手元の資料の2ページ目になりますけれども、まず、基本的立場になります。これは当然のことになりますけれども、国民に安全な食品を安定的に供給することが基本であります。そして、各組織がばらばらに動くのではなくて、関係都道府県、業界団体、厚生労働省等関係省庁と連携することが重要でございます。

水産物と放射性セシウム（海面）になります。福島第一原発から放出されました放射性セシウムは、大量の海水によって拡散・希釈されながら、徐々に海底に移動していきます。最初は、放射性物質は海面、表面にあるのですけれども、放射性物質は重たいので、海底のほうにたまっていくということになります。それは海水中の濃度、こちらにありますけれども、平成23年5月、震災から1カ月ちょっとたっておりますけれども、最初はたくさん検出されていたのですけれども、2カ月たつて大分検出が少なくなっていくと。そして去年の9月、11月には、もうほとんど検出限界未満となっております。

次の3ページ目の上段になります。こちらは海底土です。海底土についても、大量の海水によって希釈・拡散しまして、去年の7月については大量に検出されておりましたが、今年3月には大分少なくなってきましたが、いまだに検出される状況ですので、カレイやヒラメ等の底魚では、現在でも基準値を上回る値を示す魚種が存在しますので、底魚については広い範囲で調査をすることが必要となっております。

下になりますけれども、例えばこちらに表層の魚の例とあります。イカナゴ、コウナゴですね、そしてカタクチイワシの稚魚、シラスになります。こちらは震災当時は1万ベクレルを超えるような高い数値が出ておりましたが、先ほど説明したような海水がきれいになっていくに従って、だんだん数値も低くなっていきまして、今年になってから基準値を超えるような状況はございません。

しかし、底層の魚、マコガレイ、イシガレイのような魚については、いまだに基準値を超えるよ

うな検査結果が出ております。

そしてイカ、タコ、あとエビ、カニ、海藻も同じなのですが、イカは出ていないんですけれども、タコのように最初は出ていたものが、こちらの無脊椎や軟体動物などは、代謝の関係で海水と同じような濃度になるということがわかっておりまして、海水がきれいだと、その生き物の中も基本的に同じ、きれいだということになります。なので、最近では海水から出ておりませんので、これらの生物はもうほとんど出ていないという状況になっております。

続きまして4ページ目、内水面になりますが、こちらでも福島第一原発から出た放射性セシウム、それが山や農地、山林に降り注いで、それが雨や雪解け水によって河川、湖沼に徐々に移動していきます。最終的には海に流れ込むか湖底に移動すると。右のほうの日本地図になりますが、こちらは群馬大学の教授が汚染マップというものを作っておりまして、赤色、黄色が汚染度合いの強いところになりますが、これに、私たちが調査結果で基準値を超えたものを赤いプロットをしているのですが、大体同じところがリンクすると。このように陸上の放射線量との関係を考慮して、放射線量の高い地域、その下流域での調査が必要となっております。

次は生態的な話になりますが、海産魚は、魚よりも海水のほうが塩分濃度が高いので、基本的に水が出ていくんですね。なので、魚は大量の水を飲みます。すると、そこで体に重要なカリウム、ナトリウムなどが摂取されるほか、放射性セシウムも体の中に入っていきます。それで、外に大量に水が出ていきますので、鰓からも出ますし、おしっこも大量に出すんですね。そのときに放射性物質も出ていくと。そのときに生物学的半減期、つまり放射性物質が半分になるまでに要する時間というのがあるんですけれども、これが室内実験にはなりますが19日から84日になります。これは、魚種や水温、塩分などによっても変わると言われております。

一方、淡水魚は海水魚と全く逆なので、水がどんどん入ってくるんです。水ぶくれみたいになってしまうんですけれども、水と一緒に飲み込んで入ってきた放射性セシウムが、外に水が出ていきませんので、おしっこもちょっとしか出ませんので、なかなか外に出づらいと。そういうことから、生物学的半減期も50日から340日と、海水魚に比べて少し長い期間になってしまうと。なので、淡水魚については、なかなか出ていかない特徴を考えて、幅広く、そしてしっかりとした調査をする必要があるということです。

次は、5ページ目の上になりますが、これは私たちのことになりますが、各省庁の仕事の割り振りです。

まず、真ん中に厚生労働省がございまして、ここは食品衛生法、今回の検査をする基となった法律ですね。食品衛生法に基づいて、食品中の放射性物質に関する基準値を設定しました。100ベク

レルですね。その食品中の放射性物質に関する検査の企画立案、各都道府県で検査を下さいと指示しているのが厚生労働省になります。関係都道府県は、放射性物質に関する検査を実施します。漁業関係団体は、そのサンプルを取ってきて検体を提供するという流れになります。

そして、基準値を超えて広がりが見られる場合は、こちらにあります原子力災害対策本部、部長は総理大臣になりますけれども、こちらが食品の出荷制限、摂取制限の設定・解除の指示を各都道府県知事宛てに出します。そして、各都道府県が出荷制限、摂取制限の実施を行います。

水産庁は、それに当たっての調査の助言、そして出荷制限の実施・解除に関する助言のほかに、原産地表示に関するガイドラインの作成・技術的助言を行っております。

このように放射性物質の検査から出荷制限に係るまで、関係省庁が協力・連携してやることとなっております。水産庁は、そのほかに検査に当たっての分析費などについて支援をしております。

次は、水産物の調査の枠組みになりますが、まず、水産物の放射性物質調査をする場合には、自治体を中心となって検査計画を策定します。検査計画を策定する場合、考慮する事項が3つございます。まずは調査区域、県域をどれほどに区分して調査をするか、そして各区域ごとの主要水揚げ港で検体を採取する、その調査区域が1つ。2つ目は調査対象魚種、何を調査するか、主要生産物、そして過去に50ベクレルを超えたものについて調査しようと、そういった調査対象魚種、2点目があります。3点目が調査の頻度、これは原子力災害対策本部が作成しました調査の考え方というのがございますが、そこに原則週1回、そして例えば漁期のあるカツオ、サンマ、サケについては漁期前の検査を実施することを定めております。このようなことを考慮して、各都道府県が調査計画を策定して調査を実施します。

そして、基準値に近い、例えば今100ベクレルですので、90ベクレル、80ベクレルという値が出れば、もう一度こちらに戻って調査計画を練り直し、また調査の強化を図っていくという状況になります。調査をした結果、100ベクレルを超える検体が複数の地点で検出された場合には、出荷制限の指示がかかります。100ベクレル以下のものについては、そのまま出荷という形になります。

こちらの考え方は、先ほど簡単に説明させていただきましたが、基本的考え方として、考慮事項が、海産魚については表層、中層、底層といった生息域や漁期について考えると。そして近隣の調査結果、隣の県が高い、例えばヒラメで高い値が出たら、その隣接している海域についてはヒラメを強化しましょうという流れになります。そして先ほどの回遊性魚種ですね、シロザケ、サンマなどについて回遊時期、回遊範囲について考慮しましょうと。

淡水魚については、先ほど述べましたように、陸上の放射線量、水系について考慮しましょう、そして漁業・遊漁の対象魚種、食用のものについて測りましょうと。過去に50ベクレル超となった

品目についても調査しようと。それが考慮事項となります。

続きまして、100ベクレル、基準値を超えた際の対応といたしまして、まず基準値超えが出ます。そして調査を強化します。そして、ほかの地域でも基準値超えが出て広がりが見られるということになりましたら、原子力災害対策本部長により出荷制限がかけられます。そして各自治体の長、知事が当該品目の出荷制限を関係漁業団体に要請し、解除する場合は、複数の場所で少なくとも1カ月以上、3回以上の検査結果が全て基準値を安定的に下回る必要がございます。それが確認されれば出荷制限解除となります。

一方、最初に基準値を超えて、そして調査を強化したときに、ほかの地点では基準値超えが無いと、つまり1検体しか基準値超えが見つからなかったという場合は、まずはしっかり調査することを前提に、出荷自粛をとります。そして調査を強化し、動向を把握します。調査をしたが、やはり出ない場合は、各自治体の判断により自粛解除になります。そのときも、出荷制限指示の解除要件に準じるということなので、複数の場所で少なくとも1カ月以上、計3回以上の検査を実施した上で安全が確認されれば、自粛の解除という流れになります。

次は、7ページ目の上段になりますが、こちらは消費者への情報提供になりますが、沿岸で獲れるような魚、タイ、ヒラメ、スズキについて、例えば岩手、宮城、福島県沖で獲られたものについては、それぞれ「県沖」という表示をしていただければ結構なのですが、例えば回遊性魚種、マグロ、サケ、マス、サンマ、ブリ、アジ、カジキ類については、産地表示をより一層わかりやすくするために、7つの区分に分けて表示をしております。実際、これがあるスーパーでの表示なのですが、「北海道青森太平洋産」と書かれていますね。私たちは、漁獲海域を正しく表示していきますというふうにこちらは書かれていますね。こういう取組によって、無用な風評被害の防止を図ることになります。

ここからは調査した結果になりますけれども、水産物では、10月31日現在になりますが、2万140検体の調査をしております。そのうち1万7,868検体、88.7%が100ベクレル以下と。そのうち、福島県では75%が100ベクレル以下、そして福島県以外では96.8%が100ベクレル以下となっております。福島県以外のところでは、ほとんど出ていないという状況になります。福島県においても大分が、基準値を超える魚種が絞られて、少なくなってきたという状況にあります。

ここは、適宜見ていただければ結構なのですが、簡単に説明させていただきます。資料に沿って説明させていただきますけれども、先ほど説明させていただきましたイカナゴとかシラスのような表層魚については、震災直後は出ておりましたが、もう今は海水の浄化等に伴ってきれいになっていると。

そして、表層、中層を泳ぐイワシ類、サバ類、アジ類についても、最初は出ているものもございましたが、今は出ているものはございません。

10ページ、11ページの回遊性魚種、サンマ、カツオ、マグロ、ブリなどについては、最初から超えていない。ブリは3検体ほど超えているものがありましたけれども、震災直後から、遠くから泳いでくることもありまして、基準値を超えるようなものはございません。

12ページ目、13ページ目になりますが、比較的沿岸に棲むマダイやアンコウなどについても基準値を超えていない。アンコウについては、福島県において基準値を超えるようなものもございましたけれども、現在については超えるものはございません。

そこからカナガシラやフグや、イカ、タコの無脊椎動物がずっとございまして、19ページ目、ワカメやノリなどについても、ワカメは最初高い数値が出ているものもございましたけれども、現在は出ているものはございません。次のコンブもそうですね。

20ページ目の下になりますが、ここからカレイ類、これはマガレイですけれども、こちらは最初はすごい高い値が出て、今でも基準値を超えるような検体が出ております。福島県以外では出ておりません。メバル類も、現在も高い数値が福島県では出ております。

ホウボウ、マアナゴ、カレイ、ウニとございまして、ウニも最近まで基準値を超えるような検体が福島県で出ております。これも無脊椎の中ではなかなか珍しくて、原因もあまりよくわからなくて、海藻、ワカメ、コンブを食べるものなのに、そちらが出ていないのにもかかわらずこれが出ているという結果になっております。

24ページ目から、福島県、福島県以外のところの今年度以降基準値を超えているものになります。スズキ、カレイ、マコガレイとイシガレイですね。そしてヒラメ、メバル。こうやって見ていくと、比較的基準値を超える検体については、海の生態系の中でも結構上位にいるものと底にいるもの、そして雑食、何でも食べるような魚については基準値を超えて検出される傾向がある状況です。

27ページ目になりますが、こちらは淡水魚、イワナ、ヤマメになりますけれども、こちらは私たちが口にするのはほとんど養殖になりますけれども、餌と水によって検出状況が変わってきますので、養殖については事故直後から基準値を超える検体は出ておりませんが、天然のものについてはいまだに高い数値が出ているという状況になります。

28ページ目になりますが、基準値を超えたものについての出荷制限、そして自粛の状況を一覧にまとめております。こちらは水産庁のホームページでも、この資料丸々公表しておりますので、こちらについては適宜更新していきます。こういったものについては、こういった規制がかけられております。多くの種類とか検体を調査して、基準値を超過した検体は、この28ページ、29ページ目

のように出荷の自粛や制限措置がとられておりまして、市場に流通しないような措置を私たちはとっております。

このように、私たちは今後も多くの魚種について検査をしていきますので、関係漁業者団体、各県と協力していきたいと思っております。

簡単ではありますが、以上で説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

### ○松岡会長

詳しい資料を用意していただきまして、どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございましたらお願いします。

佐藤委員、お願いします。

### ○佐藤委員

福島の佐藤でございます。

今の説明で言葉は尽きるんですけども、我々は1歩でも2歩でも前進しようということで、この中にもあったですけども、試験操業というものをかなり前から始めまして、試験操業をなぜ始めたかということ、比較的水深の深い150メートルから200メートルにいる魚に関しては、いまだかつて放射能が出ていないということで試験操業が始まったんですけども、最初は4種類くらいから始めて、今は10種類になったんですか。この前の検討委員会で、さらに漁場を拡大して3種類ぐらい増やそうということで決定をしたんですけども、これは1つお願いなんですけれども、種類を増やしていくのはいいんですけども、検査体制がいまだに昔のままで、全然増加されていない。もう最初の検査体制のままで、米の検査みたいに、トンネルを通ったらすぐわかるみたいな検査じゃなくて、時間が結構かかるんです。そのために魚種をなかなか増やしていけない。

それを行政のほうに頼んでいるんですけども、なかなかいい返事が返ってこなくて、いつになったら検査体制を強化してくれるのか大変心配していて、この機会にぜひ頼もうということで、今意見を出したんですけども、さらに来年からは、今説明であったとおり沿岸はかなりまだ高い数字が出ています、沿岸の魚に関しては。でも、物によっては50ベクレル以下とかそういう検体もあります。それで、小型の沿岸漁業に携わる人たちの検討委員会では、来年から何かやってみよう。とりあえずはシラスとかコウナゴとか浮き魚は割と少ないので、やってみよう。そしてやるようになったんですけども、なおさら沿岸漁業でまた今度試験操業をやるということになると、また検査体制が足りなくなってくる。その辺の検査体制を是非強化してほしいというのが1点。

あと、私、この前の11月か3月かで言ったと思うんですけども、国のほうで放射能に対して消費者が安心できるような説明というか、そういうものをしてほしいということで、沿岸漁業でやる

と、今、委員の人たちで検討しているんですけども、やっぱりゼロというものはなかなかなくて、低くて10ベクレルとか20ベクレルとか。じゃ、50ベクレル以下を試験的に出してみようという話になって、その魚種を今検討中なんですけれども、なおさら20ベクレルとか10ベクレルという数字が出たら、今までは全然出ていないですよというふうな説明で試験操作をやって消費者に供給しているものですから、それでも地元のスーパーに私、行って常々見るんですけども、若い人は食べません。買って行く人は50代から上の人がほとんどで、若いお母さんはほとんど買ったのは見たことないです。

だから、放射能に対しての知識がないというか、マスコミでやってくれないというか、50ベクレル以下、30だったらどのくらいまで安全なのか、20だったらどのくらい安全なのか。今、とてもじゃないけれども、100以下なんていったって、70、80なら絶対誰も買わないですから、せめて30ぐらいだったら消費者は買ってくれるのかなというふうな話になって、来年度はその辺で検討しているということになったんですけども、その説明、国、水産庁がやってくれるのか。大学の先生も、結構いいかげんなことを言いますよね。絶対だめだという先生から、このぐらいは大丈夫ですよという先生から。だから、消費者というのは何を信用して、どういうふうにやればいいのかわからないでいると思うので、やっぱり国のほうから、水産庁のほうからでも、20ベクレルというのは体にこういう程度の影響がありますよとか、このぐらいだったら絶対大丈夫ですよとかと、そういう説明がもっともつとないと、なかなか沿岸の魚を消費者に出していくということが難しいような気がしてならないんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

### ○松岡会長

お願いします。

### ○溝部係長

2点ございまして、まず、1点目のベルトコンベヤー式の検査を増やしてほしいということなんですけれども、ベルトコンベヤーでピッと通ったらすぐ測れるような機械については、まだ機器の実証段階と。米は既に始まりつつあるんですけども、なかなか魚でやるというのが、魚体を通しただけですと、お腹に溜まった、例えば土が入っていたとかそういうものがあると、高い値が出てしまう傾向にあるんですね。なので、より一層ちゃんと調べるために、今ゲルマニウム半導体検出器というのでやっていて、ある程度の時間がかかると。福島については、今水産庁の委託費を使わずに、県独自でやっているんですけども、大体150から160検体ほどやっております、県は多くの魚種をやっていないといけないという認識はあります。

それで、私たちがなるべくできることについてはいろいろ協力していきたいと考えておりますけ



れども、まずはそういう機器のメーカーさんにおいて、機器の発展に私たちも期待するとともに、今できるゲルマニウム半導体検出器、少し時間かかりますけれども、そちらのほうをしっかりとやっていきたいと。それが消費者への信頼回復のまず第一歩になると私たちは考えております。

2点目の消費者への説明会については、今年度に入ってから水産庁の宮原次長以下私たちもこれまで30～40回ほど現地に足を運んで説明会をさせていただいております。消費者協会から、市場、流通協会、そして漁業者団体も含めて、厚労省が最初、暫定規制値500ベクレルと定めたんですけれども、500ベクレルでも安全なだけけれども、より一層の安全・安心を見越した100ベクレルと、世界基準から見ても厳しい値でやっておりますので、日本の水産物については安全だということを、しっかり今後も現場へ足を運んで説明していきたいと思っております。

### ○佐藤委員

機械の点なんですけれども、今、試験操業でサンプルを取ってくるのは全部鮮魚なんですよね、活魚じゃなくて。鮮魚というのは氷に詰めておくわけですから、その日のうちにできるだけ検査しないと、次の日に残したり、また次の日に残ったら、そのものは検査した時点で売れなくなっちゃいますよね。それなので、やっぱり1日でどんどん検査できる体制、そういうのを漁業者は望んでいるので、それに早く近づけてほしい、こんなふうに思います。

### ○溝部係長

はい。現在は簡易型計測器がありまして、最近は機械の精度も上がりまして、今ではほとんどゲルマニウム半導体検出器と齟齬のないような詳細な数値が出るということなので、現場でそういった簡易計測器を活用した検査を進めていきたいと思っておりますので、またいろいろとご助言をいただけたら幸いです。

### ○松岡会長

よろしいでしょうか。

やはり検査体制の充実というのは本当に大事なことだと思います。消費者の信頼回復のためには、本当に基本中の基本だと思いますので、是非しっかりと対応をお願いしたいと思います。

そのほか、何かご意見等ございますでしょうか。

はい、高成田委員。

### ○高成田委員

宮城県では、随分いろんな魚種が出荷制限を受けています。この出荷制限の解除のところでこういう条件が書いてあるんですけれども、実際には検体数がかなりの数でないと解除の条件にならないということで、宮城県の場合も、去年の5月以降随分長い期間、制限を受けているということな

んですが、この辺の検体数についての厚労省との調整はできているのでしょうか。

### ○溝部係長

定期的に厚生労働省とも話をさせていただいております。やっぱり厚生労働省が気にしているところは、1回解除したものが、もう一度出るということ。それは厚労省だけではなくて、各都道府県さんもそういう事態になったら、とても影響が大きいと思います。なので、安定的に下回る、これだけやればもうほとんど大丈夫だろうというところまで検体を検査するとなると、やはりある程度の検体数、分析数が必要となります。

それは、一度解除したものが新たに基準値を超えたということになりますと、やはり消費者の信頼をなくしてしまいますし、その他ほかの県において一所懸命分析・検査をしたところにも波及して、風評被害を起こしてしまうということを私たちが恐れておりますので、ある程度の検体数を確保して調査していくことが重要だと考えております。

### ○松岡会長

よろしいでしょうか、高成田委員。

### ○高成田委員

そのある程度というのが、かなり高い水準じゃないかと漁業者は不満を持っていますね。

### ○溝部係長

そうですね。数検体、10検体程度ではなくて、やっぱり数十検体ほどの検体を確保していきたいと思えます。内水面では、一部では、何十検体も取ったら、その沢から魚がいなくなってしまうというようなご指摘もいただいておりますけれども、いろいろそういうことについては柔軟に、厚生労働省とも状況を見て相談していきたいと思っております。

### ○松岡会長

よろしいでしょうか。

そのほか、大井委員、お願いします。

### ○大井委員

今の検査体制なんですけれども、実は私、郡司農林大臣に、即判定できる検査体制をつくっていただきたいと、じきじきに申し入れた経緯がございます。あれからもう半年ぐらいになりますけれども、そうしたら農協さんで今、さっきお話ししたようにベルトコンベヤーに載せれば、それでわかるような体制のやつを、それは即数字が出ますからいいですねと、今つくらせていると言いましたよ、私に。あれから答えも出ない。私、いつ説明があるのかなと待っているんですけども、ないんだ、今現在。

今、こちらが言ったように、鮮魚だから、買受人さん等はちゃんと証明なければ、荷受けが買わないわけです。今は下火になってきて、数字も少なくなってきているんですけども、下がったときはもう買い手がないですよ。だから、ちゃんとした保証のない、数字がないものまで補償するのか、その基準はどうなんだと私は言ったんですけども、基準値が出たから補償するのであって、風評被害までやるのかということになりますよね。そういう意味から、基準の判定というのが絶対即決なわけですよ。つくらせていると、業者につくらせるということをしたんですよ。本当に今やっているんですか。

### ○松岡会長

内海課長、お願いします。

### ○内海課長

簡易型の、ベルトコンベヤーで通せばピッと出てくるような機械というのは、多分夢の機械で、各社が今その技術開発をやっています。ただ、水産物は物すごく難しく、それは大井委員もご存じのとおり、水産物というのはいろんな形態のものがありますね。今測ってもらうのは可食部ということで、取ってきたら、要するに鰓だとか腹だとか、放射性物質の泥を食っていて、それを測ってもしょうがないですから、そういう部分を除いて、ちゃんと人の食べるところを測りましょうということで、これも厚生労働省からちゃんと測り方の基準が出ていて、それでやらせてもらっているんですけども、各社がいろんなところでやっていますけれども、かなり苦戦しているようです。それは、やっぱり水産物の特性として、そこは難しいんだろうなというふうに思っていて、これは個人的にも、一朝一夕にその機械ができるとはなかなか思えないです。

それで、今、高成田委員からも調査検体をどれだけ取るんだというような話があったんですが、そういう中であっては、今水産で展開している調査というのは、とにかく海にあるものを数多く調べて、その魚種についてどういう動向かというのを一定程度調べて、ほかで揚がったものも、この数値からいうと安全ですねということで流通をさせています。

つまり、海から揚がったものを悉皆調査で全部ミンチにして測るわけにいかぬですから、そういう意味で海の中にあるものをサンプリングして、その数でもって、この魚種についてはほぼ大丈夫でしょうということでチャレンジしているのが、宮城においてもなかなか調査検体が取れない、それから内水面も一度出たときに、いったん冬場になって、イワナだとかヤマメだとか山奥に行って雪の中で獲ってこれないよということで、いろいろ言われたんですけども、そこで検体が取れないと、二、三のものだけで解除してしまうと、そのネットを抜けたものが消費地に出て、それでもって100を超えていたというような状況になると、これはもう壊滅的に、三陸の魚は全て汚染さ

れているんだと思われてしまうので、そこは要するに、とにかく取ってきて、その数で勝負しましょうというのが、今体制としてとっているような状況です。

ですから、そういう中であっては、各県、それから漁業者の方にも、とにかく取ってきてくれということをお願いをしていますし、国のほうも、各県だけに任せているんじゃないくて、それはうちのほうで委託費を持って分析機関に持っていけば、そこであるだけ早くデータを出しますというようなことで対応させていただいているので、しばらく放射能との闘いでは、そういう形で物事を進めていかねばならぬのかなというふうに思っています。大井委員が言われるように、そういう夢の機械があれば、全部の港に置いて、ピッピッと測ればそれでオーケーとなるのが本当は理想なんですけれども、そこになかなか行き着けないから、今のやり方を泥臭くても続けていかねばならぬかなというふうに思っていますし、それが、逆に言うと消費者の方の安心につながっていくんだなというふうに思っていますので、是非その点で協力をお願いしたいと思っています。

### ○大井委員

今お話を聞けば、何か時間がかかるような話ですね、数字が出るまで。鮮魚というのは、頭から腹まで全部ついて出荷するわけですから、それを鰓とか何か除去している。鮮魚というのは、そこで獲れたぴんぴんしたところを送ってやるわけですから、即その数字が欲しいわけなんですよね。

ちょっと、こういうのを聞くのはおかしいんですが、前は500でしたよね。それが何でいきなり100になって、外国は1,000以上でしょう。だから、安全第一のことはいいんですけれども、あんまり数字の格差がすごいので、これにすごく私は抗議したんですけれども、どこが安全基準の数字なんだ、適正なのかというようなことになるんですが、とりあえず前から話していたことの答えが来ないものだから、今そこを聞いたわけなんですけれども、なるべく早く、今数字は下がりつつありますけれども、なくなってしまう方がいいんですけれども、忘れたぐらいに、八戸に揚がって、市場が盛岡で売れたら出たというようなことですから、ああいうのがたまたま出ますから、ひとつよろしくお願いします。

### ○松岡会長

基準値を下回ってはいるようなんですけれども、まだまだ超えるものが出ているということでございます。風評被害も非常に怖いわけでごさいますし、その辺は漁業者の方も大変なご苦勞をされているわけでごさいますけれども、水産庁も大変だと思いますけれども、引き続き一刻も早い漁業の復活ということを目指して、ご努力のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほか、ご意見等ごさいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、一応予定しました議事は終了しておりますけれども、その他ということで、何かこの

中で、この機会に話をしておきたいとかございましたら、お願いしたいと思っておりますけれども、何かございますでしょうか。

保科室長、お願いします。

### ○保科室長

この委員会の今後の議事に関連する事項として、情報提供ということで、口頭になりますけれどもご紹介させていただきたいと思うんですけれども、日本で今、漁獲量が多い7つの魚種について、TAC管理をしています。

実は、漁獲量がそれに次ぐような魚種、具体的にはカタクチイワシとかホッケとかブリとかウルメイワシというのが該当するんですけれども、この資源管理に関しまして、先般11月8日に水産政策審議会の資源管理分科会というところで議論がありました。

その内容なんですけれども、かいつまんで申し上げますけれども、漁獲量が多い魚種は、網羅的にTACで数量管理をすべきという観点から、TAC魚種に追加してはどうかという意見と、それから、そうはいつでもTACは万能ではないわけだろうと、漁業の状況も分析しながら管理方法を検討していくべきというような、両方の意見があって、そういう議論がなされました。実はこれらの魚種というのは、大臣管理、知事管理、さまざまな漁業種類により漁獲されているんですけれども、これまで資源状況が割と良い状況で推移をしてきたので、今般、例えばこの委員会で議論していただけるような、資源を回復しなきゃいけないとかそういう状況にもなかったということで、広域的な資源管理の体制という面では、全体的に整っているというものではないわけです。

こういう議論が水産政策審議会でございましたので、水産庁においても、これらの魚種の資源管理について、今後検討していきたいというふうに考えています。その際には、ちょうどこの広域漁業調整委員会が広域的な資源管理を検討しているということで、委員の皆さんが現場の資源管理のさまざまな調整に関わっていらっしゃいますので、必要に応じまして本委員会の委員の皆様からも、漁業実態に即したきめ細かなご意見をいただきながら、当方も整理がしていけたらなというふうに考えておりますので、また今後そういうご意見をいただくような機会があるかもしれませんので、そのときは是非よろしく願いいたします。

以上です。

### ○松岡会長

ありがとうございます。

今のご発言を踏まえて、次回以降でも結構でございます。何らかのご意見等がありましたら、またいただければと思います。

そのほか、何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次回の委員会の開催予定ということで事務局からお願いできますでしょうか。

#### ○事務局（鏑木）

次回の開催予定ですが、例年どおり2月から3月ということで準備をしたいというふうに考えております。また皆様方のご都合を改めて伺った上で決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

#### ○松岡会長

次回の委員会、ご連絡あると思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

それでは、本日の委員会はこれにて閉会したいと思います。

委員の皆様、ご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力をいただきまして、大変ありがとうございます。

議事録署名人に指名させていただきました大井委員と宮本委員、お二方には、後日事務局のほうから議事録が送付されますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これをもちまして第17回太平洋広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。どうも大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉 会